港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証若しくは労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許又はクレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）によるクレーン・デリック運転士免許（同令第二百二十四条の四の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。以下この項において同じ。）若しくは移動式クレーン運転士免許を有する者	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者
		労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許、クレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者
実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科		
実技試験の全部		

別表第十一の三の二（第四十八条の四第一項関係）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
1　（略）	1　（略）
2　全体の半分以上を通学の方法又は通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法に限る。以下この2において「オンライン講習」という。）によつて行い、いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法（オンライン講習を除く。）によらないこととする。	2　全体の半分以上を通学の方法によつて行い、いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法によらないこととする。
二～五　（略）	二～五　（略）
（表　略）	（表　略）

（新設）

（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　技能講習にあっては、その半分以上の時間を通学の方法又は通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法に限る。）により行うこと。	二　技能講習にあっては、その半分以上の時間を通学の方法により行うこと。
三～十　（略）	三～十　（略）
2　（略）	2　（略）